

志太広域事務組合公共施設等総合管理計画



令和3年3月

志太広域事務組合

目次

第1章 策定の目的・位置付け	1
1. 1 策定の目的	1
1. 2 計画の位置付け	1
1. 3 対象施設	2
1. 4 計画期間	2
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	2
2. 1 公共施設等の現況	2
(1) 公共施設等の概要	2
(2) 施設の経過年数及び課題	2
2. 2 人口動向	3
2. 3 財政状況	4
(1) 一般会計	4
(2) 看護専門学校事業特別会計	5
2. 4 関連する計画と主要施設の整備状況	6
(1) 関連する既存計画	6
(2) 主要施設の整備状況	13
2. 5 将来更新費用の見通し	16
(1) 公共施設の将来更新費用	16
2. 6 現状や課題に関する基本認識	17
(1) 公共施設等の老朽化への対応	17
(2) 人口減少・少子高齢化への対応	17
(3) 維持管理・更新に係る費用の縮減	17
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	18
3. 1 基本方針	18
(1) 計画的な老朽化対策の実施と施設の安全性・機能の維持	18
(2) 社会状況や法令等の変化に合わせた施設の適正な規模・機能への見直し	18
(3) 維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減	18
3. 2 公共施設等の総合的管理に関する基本的な考え方	18
(1) 点検・診断等の実施方針	18
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	18
(3) 安全確保の実施方針	19
(4) 耐震化の実施方針	19
(5) 長寿命化の実施方針	19
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	19
(7) 統合や廃止の推進方針	19
(8) PPP/PFI の活用方針	19
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	20
第4章 施設類型別の管理に関する基本的な方針	20
第5章 計画の推進方法	21
5. 1 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策	21
5. 2 住民への情報提供	21
5. 3 フォローアップの実施方針	21

第1章 策定の目的・位置付け

1. 1 策定の目的

志太広域事務組合は、焼津市と藤枝市における事務の共同処理や施設の共同設置・管理を行うための一部事務組合です。主に、ごみ・し尿処理、火葬場、看護専門学校、消防などの事務が共同処理されており、これらの共同処理を行うため、ごみ処理施設（焼却施設、リサイクル施設等）、一般廃棄物最終処分場、し尿処理、火葬場、看護専門学校を保有し、また、事務所・消防施設については構成市から貸与を受けています。

近年、公共施設等の老朽化が大きな社会問題となっており、志太広域事務組合においても、保有している公共施設等の老朽化が進み、今後集中的に更新時期を迎えようとしています。

また、東日本大震災などの災害を教訓とした防災対策・危機管理等の新たな行政需要や、住民ニーズの多様化への適切な対応も求められています。

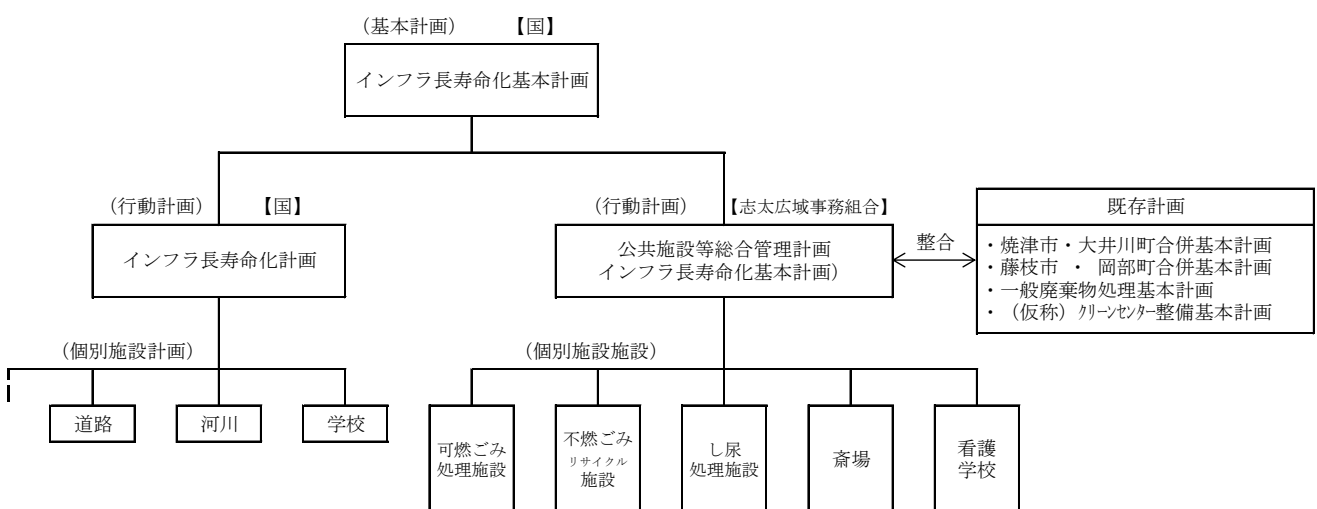
志太広域事務組合の業務に係る財源は主に構成市の分担金となっていますが、このような状況の中、人口減少や少子高齢化の進行により、構成市の財政状況は厳しさを増し、住民のニーズや社会状況の変化に適切に対応していくためには、健全な財政運営を進めながら、計画的に公共施設等を更新していく必要があります。

本計画は、志太広域事務組合が保有する公共施設等について、施設の現状や将来の見通しを踏まえて今後の課題を整理し、公共施設等の管理に関する今後の基本的な方向性を定めることを目的とします。

1. 2 計画の位置付け

本計画は、総務省から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日 総財務第74号）」に基づいて、志太広域事務組合が保有する公共施設等について今後の基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

図1 計画の位置付け



1. 3 対象施設

本計画の対象施設は以下のとおりです。

表 1 対象施設一覧

施設区分	施設名称
斎場	斎場会館「星山の苑」
ごみ処理施設	高柳清掃工場
	一色清掃工場
	リサイクルセンター
し尿処理施設	藤枝環境管理センター
	大井川環境管理センター
最終処分場	助宗最終処分場
	藤守最終処分場
学校施設	静岡県中部看護専門学校

※事務所庁舎、消防施設については、志太広域事務組合が保有していないため本計画の対象とはしません。

1. 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和22年度（2040年度）の20年間とします。
なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、概ね10年毎に計画を見直します。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2. 1 公共施設等の現況

(1) 公共施設等の概要

志太広域事務組合が保有している公共施設9施設の概要は以下の通りです。

表 2 公共施設の施設概要

施設区分	施設名称	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建設年 ※代表的建物	経過年数 ※令和2年度末
斎場	斎場会館「星山の苑」	20,968	4,722	令和元年	1
ごみ処理施設	高柳清掃工場	17,248	6,641	昭和59年	37
	一色清掃工場	12,941	3,070	昭和49年	47
	リサイクルセンター	5,030	1,584	昭和53年	42
し尿処理施設	藤枝環境管理センター	19,150	3,916	令和3年	0
	大井川環境管理センター	13,868	3,906	令和3年	0
最終処分場	助宗最終処分場	※借地	39	昭和58年	37
	藤守最終処分場	27,210	42	昭和63年	32
学校施設	静岡県中部看護専門学校	※借地	4,215	平成2年	31
合計		116,415	28,135		

(2) 施設の経過年数及び課題

建物について建築後の経過年数をみると、斎場及びし尿処理施設以外が築30年以上となっています。
また、延べ床面積は28,135㎡で、今後、計画的な建替えを検討する必要があります。

2. 2 人口動向

志太広域事務組合の構成2市の人口は、平成12年は28.3万人で、平成22年は28.5万人と増加傾向でしたが、平成27年には28.3万人に減少し、その後も減少を続け、令和27年には23.2万人（平成27年比で17.9%減）に減少すると予測されています。

また、少子高齢化も進行し、平成12年に14歳以下が15.4%、15～64歳が67.6%、65歳以上が17.0%だった人口構成比が、令和27年には14歳以下が11.2%、15～64歳が50.5%、65歳以上が38.3%になると予測されています。

図2 構成2市の人口推移

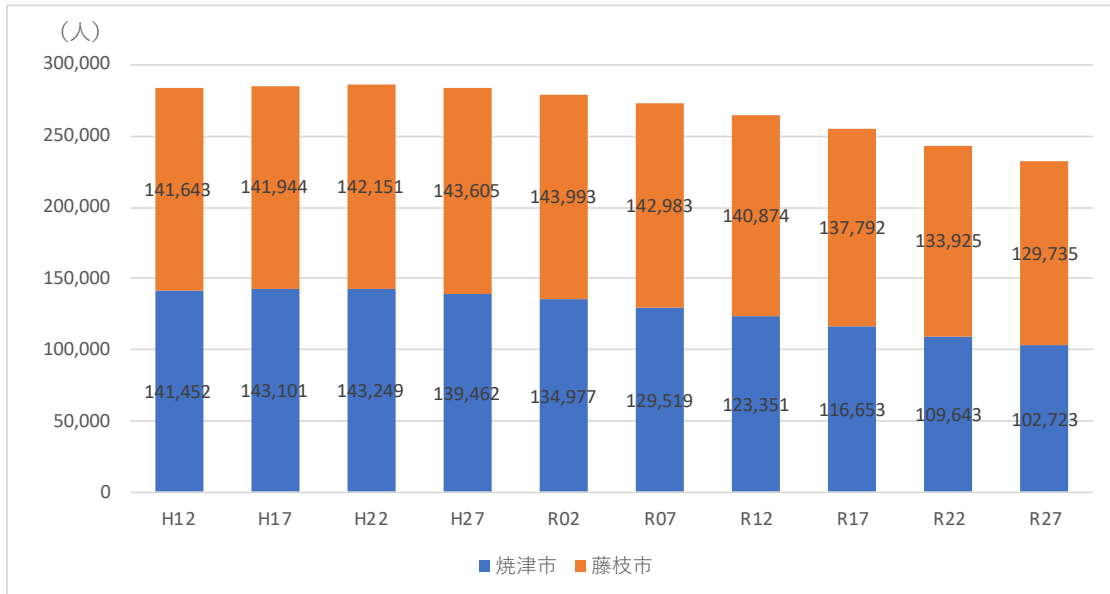
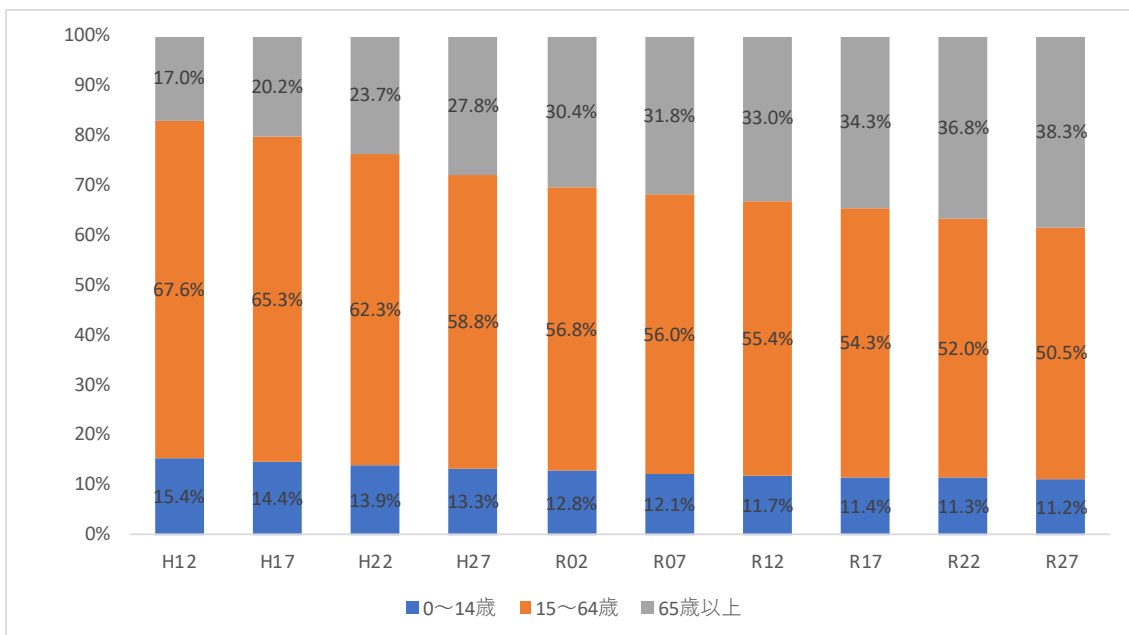


図3 年齢3区分別人口推移



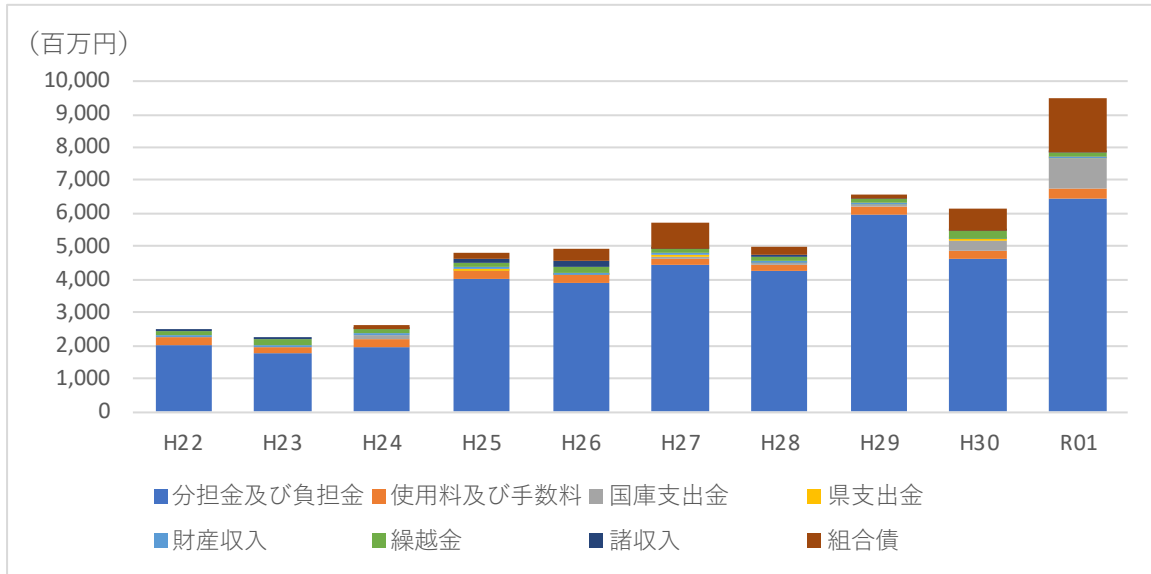
資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）推計、国立社会保障人口問題研究所）

2. 3 財政状況

過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）の財政状況を、会計区分別に整理します。

（1）一般会計

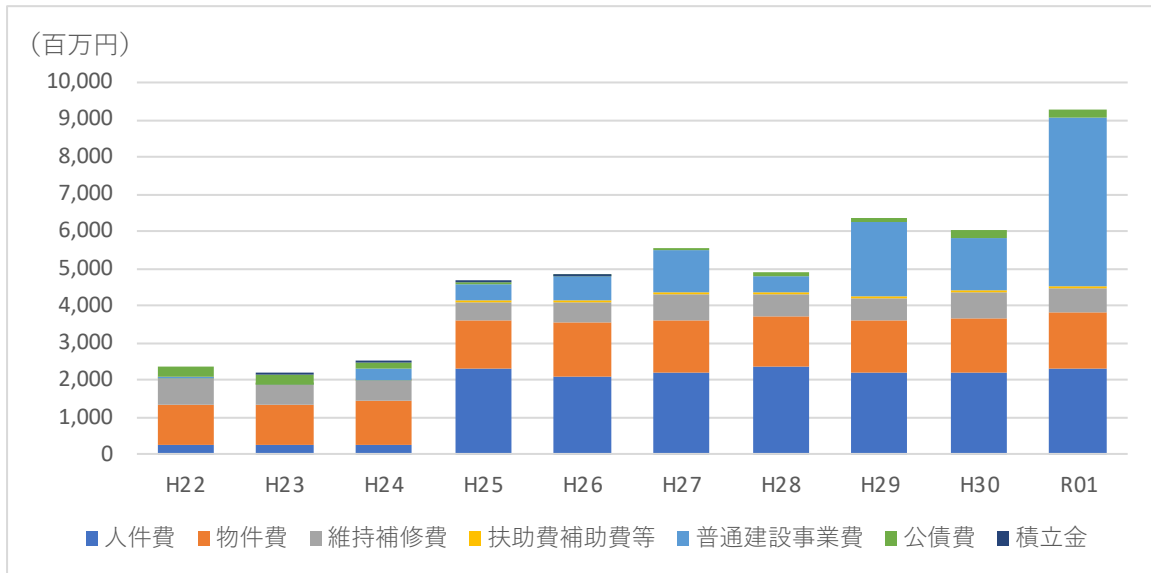
図 4 一般会計の歳入の推移



資料：志太広域事務組合決算書（平成 22 年度～令和元年度）

一般会計の歳入は、構成市町からの分担金が総額の約 7～8 割を占め、増加している状況にあります。

図 5 一般会計の歳出の推移

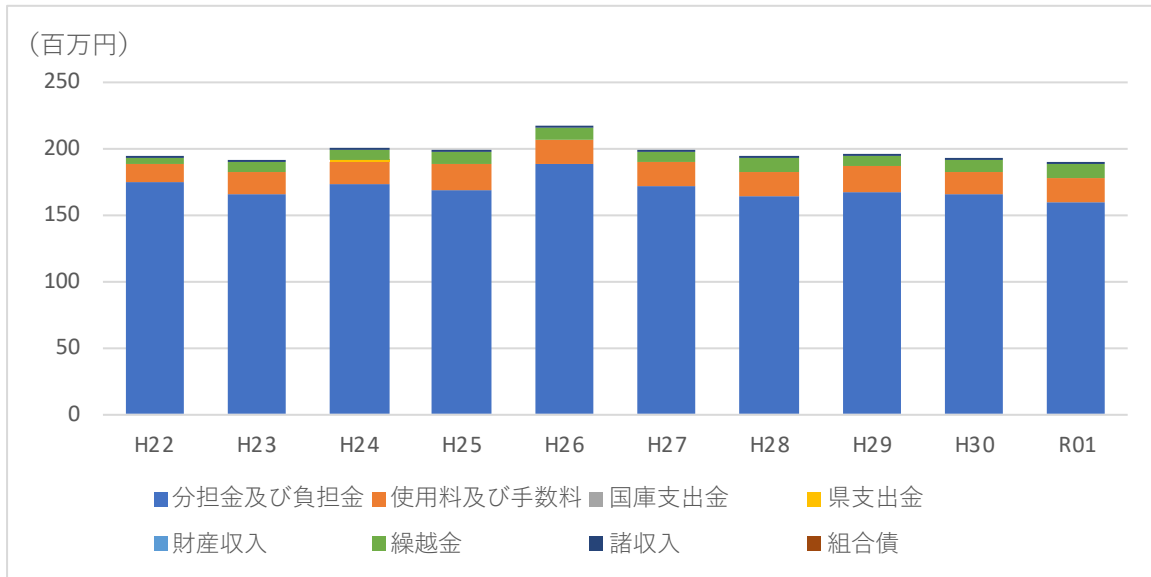


資料：志太広域事務組合決算書（平成 22 年度～令和元年度）

歳出は、近年、施設の更新があり普通建設事業費の割合が増加していて、令和元年度には約 45 億円を支出しています。維持補修費については概ね 5～7 億円と総額の約 1～2 割で推移しています。

(2) 看護専門学校事業特別会計

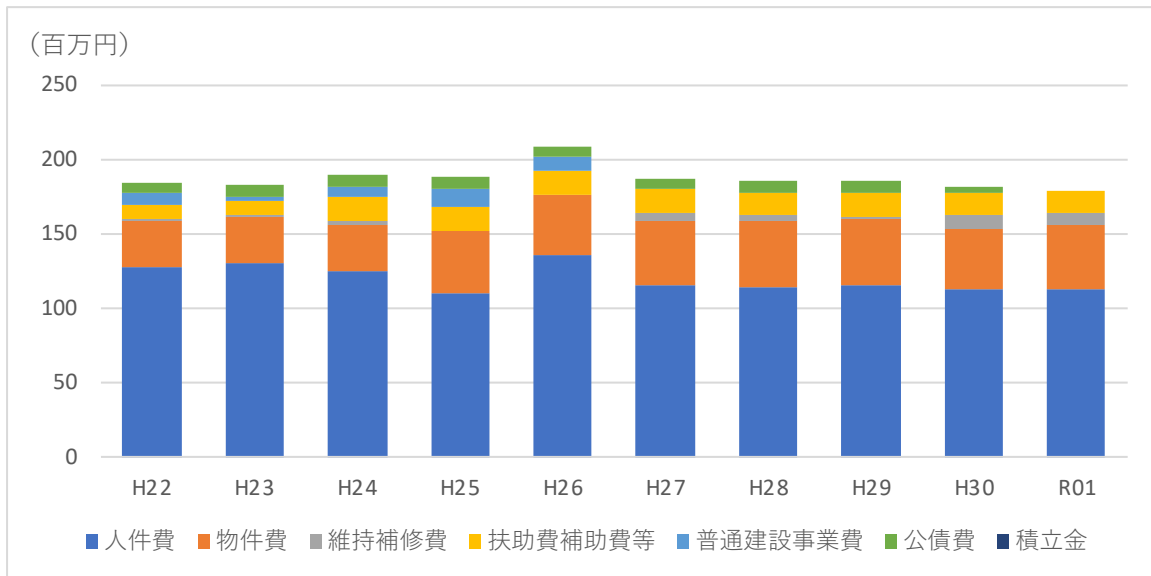
図 6 看護専門学校事業特別会計の歳入の推移



資料：志太広域事務組合決算書（平成 22 年度～令和元年度）

看護専門学校事業特別会計の歳入は、約 8～9 割が構成市町からの分担金です。

図 7 看護専門学校事業特別会計の歳出の推移



資料：志太広域事務組合決算書（平成 22 年度～令和元年度）

歳出は、人件費が 1.2 億円程度で総額の約 6～7 割で推移しています。また、物件費が 0.4 億円程度で総額の約 2～3 割を占めています。

2. 4 関連する計画と主要施設の整備状況

(1) 関連する既存計画

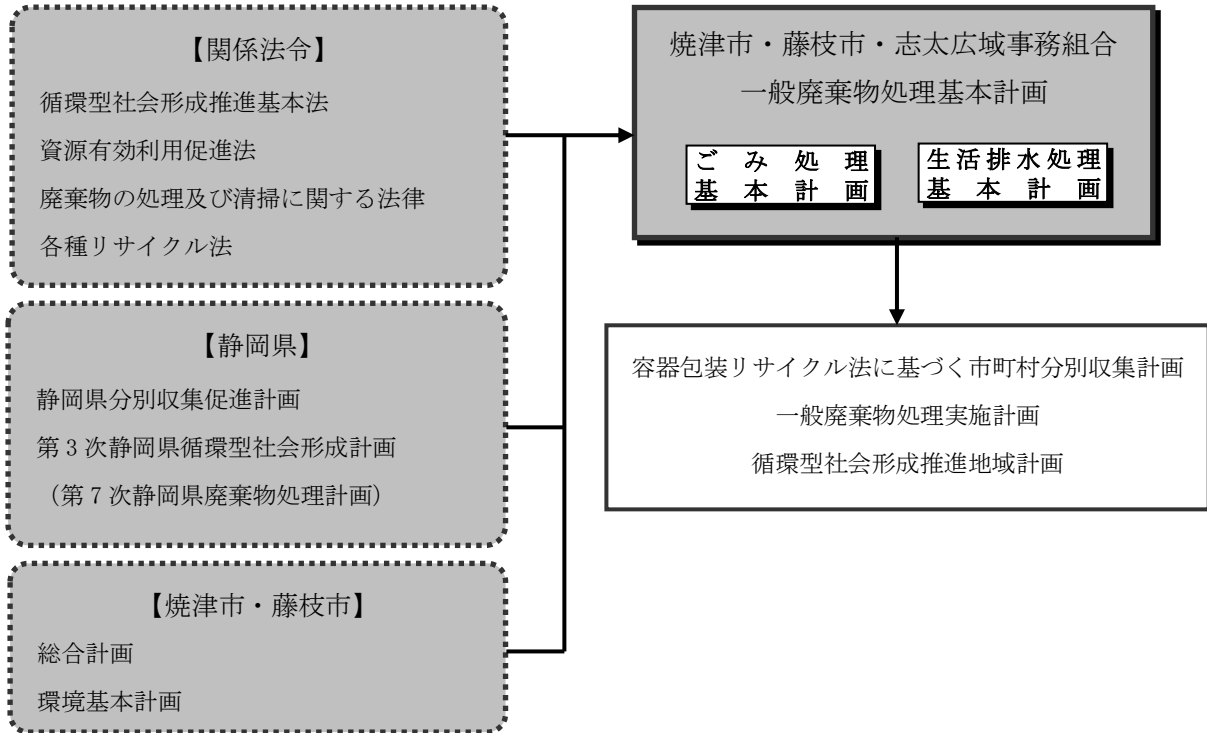
過去に策定された計画で、本計画に関連する項目について抜粋して記載します。

計画書名（策定年月）	焼津市・大井川町合併基本計画（平成20年2月） 藤枝市・岡部町合併基本計画（平成20年1月）
計画期間	平成20年度～令和5年度
計画内容	
<p>1) 焼津市・大井川町合併基本計画</p> <p>1-1) まちづくりの目標に基づく主要施策</p> <p>(1) 健康で暮らせる生活を実現する</p> <p>①健康づくりの推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康地域づくりの推進 ・健康診査体制の充実 ・感染症予防体制の充実 <p>②充実した医療サービスの提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の充実 ・焼津市立総合病院の充実 <p>(2) 次世代につなげる循環型社会を実現する</p> <p>①ごみの減量化と資源化の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化の推進 ・資源循環型社会の構築 ・ごみ処理体制の充実 <p>②水資源の保全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の推進 ・生活排水対策の推進 ・雨水の地下への還元 <p>③環境衛生の推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化の推進 ・環境衛生対策の推進 <p>2) 藤枝市・岡部町合併基本計画</p> <p>2-1) 主要施策</p> <p>(1) 誰もが安心して受けられる医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制充実事業 ・地域医療拠点としての市立病院充実事業 <p>(2) 循環型社会によるごみ減量の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加で進めるごみ減量事業 ・リサイクル活動展開事業 ・効率的な分別収集推進事業 ・新たにごみ処理体制確立事業 ・もったいない運動推進事業 <p>(3) きれいな街の実現</p> <p>重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進事業 ・衛生的なし尿処理体制確立事業 ・公衆衛生向上事業 	

計画書名（策定年月）	一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）
計画期間	平成 29 年度～令和 13 年度 <15 年間> ※令和 3 年度改訂予定

計画内容

1) 計画の位置づけ



2) ごみ処理基本計画

循環型社会を実現するためには、今後ごみの発生を抑え、更なる資源化を推進していく必要があります。また、廃棄物をめぐる社会状況の変化、市民の意識やライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえた中で、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における施策の取組が求められます。

(1) 基本方針と施策

基本方針Ⅰ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	(1) リデュース（発生抑制）の推進
	ごみにしない買い物の促進
	ごみを出さない調理方法の普及
	(2) リユース（再使用）の推進
	不用品交換の推進
	不用品にしないリペア（修理）の促進
	(3) リサイクル（再生利用）の推進
	雑がみ及び容器包装プラスチック分別の徹底
	生ごみの資源化推進
	小型家電リサイクルの推進
適正なリサイクルの推進	
最終処分における資源化の推進	
基本方針Ⅱ	(4) エネルギー有効活用の推進
	燃やすごみの処理におけるエネルギー有効活用の推進
	(1) 家庭系の不適正排出者への指導
	イエローカードによる周知

安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進	ごみステーションの巡回指導
	燃やすごみの組成分析の実施
	(2) 事業系の不適正排出者への指導
	搬入物検査の実施
	適正排出及び排出削減の指導
	(3) 適正な分別排出しやすい環境づくり
	資源物の出しやすい環境づくり
	転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制の構築
	事業系ごみ減量説明会の開催
	(4) 社会的コスト負担のあり方の検討
	家庭系ごみの有料化
	事業系ごみの手数料の見直し
	(5) 収集サービスの向上
	収集サービスの向上
	(6) 安全安心な処理体制の確立
	安全安心な処理体制の確立
(7) 環境美化の推進	
環境美化の向上	
不法投棄の防止	
(8) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備	
災害廃棄物への迅速な対応	
基本方針Ⅲ 循環型社会づくりに向けた協働の推進	(1) 環境学習の推進
	子どもへの環境学習の実施
	環境生涯学習の実施
	学習の場の提供
	(2) 環境ボランティアリーダーの育成
	地域の環境ボランティアリーダーの育成
	(3) 積極的な啓発・PRの実施
	積極的な啓発・PRの実施
	(4) 環境に配慮した生活や事業活動の促進
	環境に配慮した生活への転換の促進
	環境に配慮した事業活動の促進

(2) 新たな施設整備の必要性

現在稼働中のごみ処理施設は、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの3施設あります。高柳清掃工場は稼働後32年、一色清掃工場は稼働後42年（基幹的整備後27年）、リサイクルセンターが稼働後38年経過しています。いずれのごみ処理施設とも整備後長期間が経過しており、老朽化への対応と併せ、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設「(仮称)クリーンセンター」整備が急務となっています。

(3) 施設整備の基本方針

(仮称)クリーンセンターは「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指します。

3) 生活排水処理基本計画

これまで2市では、生活排水を公共下水道や合併処理浄化槽などにより処理するなど、適正な施策を進めてきました。

2市において更なる生活排水の適正処理を行うため、下記のように生活排水処理の基本

方針を定め、市民や事業者と行政が一体となって自然環境の保全に努めます。

(1) 基本方針と施策

I：生活排水の適正な処理 II：公共下水道への接続の啓発・指導 III：合併処理浄化槽への転換の啓発・指導	(1) 生活排水処理施設整備の推進
	合併処理浄化槽の整備促進
	公共下水道への接続の啓発・指導
	新し尿処理施設整備計画への取組
	(2) 環境教育・啓発活動の推進
	環境保全意識の向上
	啓発活動の推進
	(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進
	収集体制の整備
	適正な処理計画の実施
	し尿処理施設の適正管理
	コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設などの適正管理
	浄化槽維持管理の適正化の促進
	(4) 循環型社会への対応
	資源化の推進

(2) 新たな施設整備の必要性

現在稼働中のし尿処理施設は、大井川環境管理センターと藤枝環境管理センターの2施設あります。大井川環境管理センターは平成11年度稼働（稼働後17年経過）、藤枝環境管理センターは平成7年度稼働（稼働後21年経過）であり、設備・装置の老朽化への対応を図る必要があります。また、浄化槽の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽汚泥処理量の増加が顕著であり、将来的に処理量が各施設の処理能力を超過することが予想されます。

このことから、組合は、し尿等の適正処理の安定的な維持と、循環型社会形成の更なる推進を目指すため、新環境管理センターを整備することとしました。

計画書名（策定年月）	（仮称）クリーンセンター整備基本計画（令和2年12月）								
稼働目標年度	令和9年度までの稼働を目指す								
計画内容									
<p>1) 計画の目的</p> <p>新たなごみ処理施設は、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約し、循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設と位置付け、これまでの「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」という考え方を主眼に、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設を目指すものである。</p> <p>2) 基本方針</p> <p>（仮称）クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて、資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指す。</p> <p>(1) 環境負荷の低減<環境負荷低減></p> <p>(2) 最終処分場に依存しない処理システムの整備<資源循環></p> <p>(3) 民間資源化ルートの活用<民間活力推進></p> <p>(4) ごみ処理コストの低減<コスト低減></p> <p>(5) ごみのもつエネルギーの有効利用<地球温暖化抑止></p> <p>(6) 地域共生型施設の整備<地域共生></p> <p>3) 計画の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">1. 事業予定地</td> </tr> <tr> <td>◇ 事業予定地は「藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域」とする。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">2. 施設規模等</td> </tr> <tr> <td>◇ 燃やすごみ処理施設の施設規模は 223 t /日、資源ごみ処理施設は5 t /日（日平均取り扱ひ量）とする。</td> </tr> <tr> <td>◇ 燃やすごみの計画ごみ質は、低位発熱量において、基準ごみを1,815kcal/kgとする。また、基準ごみの三成分については、水分56%、灰分7%、可燃分37%とする。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">3. 環境保全計画</td> </tr> <tr> <td>◇ 可能な限り環境負荷の低減を図るため、法令基準値よりも厳しい自主規制値を設け、有害化学物質等の発生を最大限抑制し、万全の環境保全対策を講じる。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">4. 燃やすごみの処理方式</td> </tr> </table>		1. 事業予定地	◇ 事業予定地は「藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域」とする。	2. 施設規模等	◇ 燃やすごみ処理施設の施設規模は 223 t /日、資源ごみ処理施設は5 t /日（日平均取り扱ひ量）とする。	◇ 燃やすごみの計画ごみ質は、低位発熱量において、基準ごみを1,815kcal/kgとする。また、基準ごみの三成分については、水分56%、灰分7%、可燃分37%とする。	3. 環境保全計画	◇ 可能な限り環境負荷の低減を図るため、法令基準値よりも厳しい自主規制値を設け、有害化学物質等の発生を最大限抑制し、万全の環境保全対策を講じる。	4. 燃やすごみの処理方式
1. 事業予定地									
◇ 事業予定地は「藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域」とする。									
2. 施設規模等									
◇ 燃やすごみ処理施設の施設規模は 223 t /日、資源ごみ処理施設は5 t /日（日平均取り扱ひ量）とする。									
◇ 燃やすごみの計画ごみ質は、低位発熱量において、基準ごみを1,815kcal/kgとする。また、基準ごみの三成分については、水分56%、灰分7%、可燃分37%とする。									
3. 環境保全計画									
◇ 可能な限り環境負荷の低減を図るため、法令基準値よりも厳しい自主規制値を設け、有害化学物質等の発生を最大限抑制し、万全の環境保全対策を講じる。									
4. 燃やすごみの処理方式									

◇ 燃やすごみの処理方式は、ストーカ式焼却炉とする。

5. 燃やすごみ処理施設の炉数

◇ 燃やすごみ処理施設の炉数は2炉とする。

6. 施設の基本処理システム

- ◇ 排出ガスの処理方式は、自主規制値に対応した処理方式を採用するとともに、燃焼ガス冷却設備は、可能な限り熱エネルギーを有効に利用できる方式とする。
- ◇ 焼却灰や飛灰の処理は、費用対効果や技術の将来動向などを踏まえ可能な限り資源化を図ることを基本とし、安定的に継続して処理を行うために、複数の処理方法、処理先に委託する。
- ◇ 資源ごみの処理方式は、分別搬入された資源物の保管を主な目的としたストックヤード機能を主体とする。

7. 熱エネルギーの利用

- ◇ 処理過程で発生する熱エネルギーについては、場内の処理プロセスでの利用や、発電等を行うなど、積極的に有効利用を図ることにより、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件であるエネルギー回収率19%の達成を図る。
- ◇ 発電を行った電力については、施設内での機器稼働などで自己消費を行うとともに、自己消費以外の余剰電力については、(仮称)クリーンセンターの運営事業に資するため、積極的に電力会社に売電を行う。
- ◇ 組合の経営に資するため、熱エネルギー等の副産物を2市又は民間企業等に提供する場合は、適切な対価(建設改良費及び提供に係る施設管理費を含む。)を設定し、負担を求めるものとする。

8. 災害対策

- ◇ 東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の強化及び災害時の安全対策の整備を図り、災害に強い施設の整備に努める。

9. 地域との共生

- ◇ 周辺地域の環境保全に配慮し、住民に開かれた、地域との共生を基本とした施設整備を進める。

10. 施設配置計画(案)

- ◇ 敷地造成は、施設整備に必要な敷地面積を確保することを基本とし、施設の機能維持、景観等の各種条件を考慮する。
- ◇ 施設配置は、ごみ処理施設としての機能を十分に発揮できるよう考慮し、構内の渋滞並びに周辺道路への影響にも配慮する。
- ◇ 既存の地形活用し周辺景観への配慮を行うとともに、緑化率15%以上を確保し、周辺環境と調和の図った施設整備を図る。

1 1. 事業方式

- ◇ ごみ処理施設の整備、運営に関する事業方式は、DBO方式を基本とする。
- ◇ DBO方式での運営期間は、20年間を基本とする。
- ◇ 事業者選定の発注方式は総合評価一般競争入札を基本とする。

1 2. 事業費

- ◇ 市場の動向を注視しながら、今後、詳細な事業費について検討する。

1 3. 住民参加

- ◇ 地域住民の意向把握に努め、計画等の積極的な情報公開を行う。

1 4. 事業スケジュール

- ◇ (仮称)クリーンセンターは、令和9年度までの稼働を目指す。

(2) 主要施設の整備状況

【斎場会館「星山の苑」】

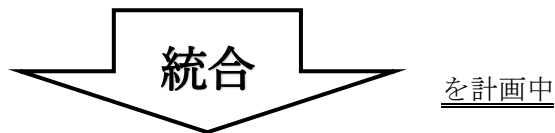
外観	
開設時期等	【火 葬 場】平成 30 年 2 月 1 日 供用開始 【葬祭式場】令和 元年 9 月 1 日 供用開始
建物規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て 延床面積約 4,700 m ²
主要設備	【火 葬 場】火葬炉 10 基（人体炉 9 基、動物炉 1 基）、待合室 10 室 待合ロビー、告別室（収骨室兼用）3 室、授乳室ほか 【葬祭式場】葬祭室 1 室、式場ロビーほか
所在地	静岡県焼津市浜当目

【組合立 静岡県中部看護専門学校】

外観	
開設時期等	平成 2 年 4 月 10 日 開校
教育目的	看護師に必要な基礎知識及び技術・態度を教授し、 地域住民の保健医療に貢献しうる、人間性豊かな人材の育成
建物規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建て 延床面積約 4,200 m ²
主要設備	【1 階】合同講義室、図書室、講堂、ラウンジ、職員室ほか 【2 階】教室、調理実習室、視聴覚室、学生ホールほか 【3 階】看護実習室、演習室ほか
所在地	静岡県焼津市東小川

【ごみ処理施設】※現施設

施設名称	高柳清掃工場	一色清掃工場	リサイクルセンター
外観			
開設時期等	昭和 59 年 4 月 稼働	平成元年 9 月 基幹的施設整備稼働 ※昭和 49 年稼働施設の 建屋を利用	昭和 53 年 10 月 稼働
建物規模等	延床面積約 6,640 m ²	延床面積約 3,000 m ²	延床面積約 1,600 m ²
処理対象物	燃やすごみ	燃やすごみ	資源ごみ
所在地	藤枝市高柳	焼津市一色	藤枝市岡部町内谷



※新施設

施設名称	(仮称) クリーンセンター
建設予定地	藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域
施設規模	燃やすごみ処理施設：処理能力223 t/日 資源ごみ処理施設：処理能力5 t/日（日平均取り扱い量）

※上記の数値は、(仮称) クリーンセンター整備基本計画（令和 2 年 12 月作成）によるものです。

【し尿処理施設】※旧施設

施設名称	藤枝環境管理センター	大井川環境管理センター
外観		
開設時期等	平成7年4月1日 稼働	平成11年4月1日 稼働
建物規模等	延床面積約4,200㎡	延床面積約4,100㎡
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理
処理能力	160k1/日	90k1/日
所在地	藤枝市善左衛門	焼津市飯淵



※新施設

施設名称	藤枝環境管理センター	大井川環境管理センター
外観		
開設時期等	令和3年4月 供用開始	令和3年4月 供用開始
建物規模等	延床面積約3,900㎡	延床面積約3,900㎡
処理方式	【水処理方式】 浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式（膜利用） 【資源化方式】 リン回収方式	【水処理方式】 膜分離高負荷脱窒素処理方式 【資源化方式】 リン回収方式
処理能力	160k1/日	210k1/日
所在地	藤枝市善左衛門	焼津市飯淵

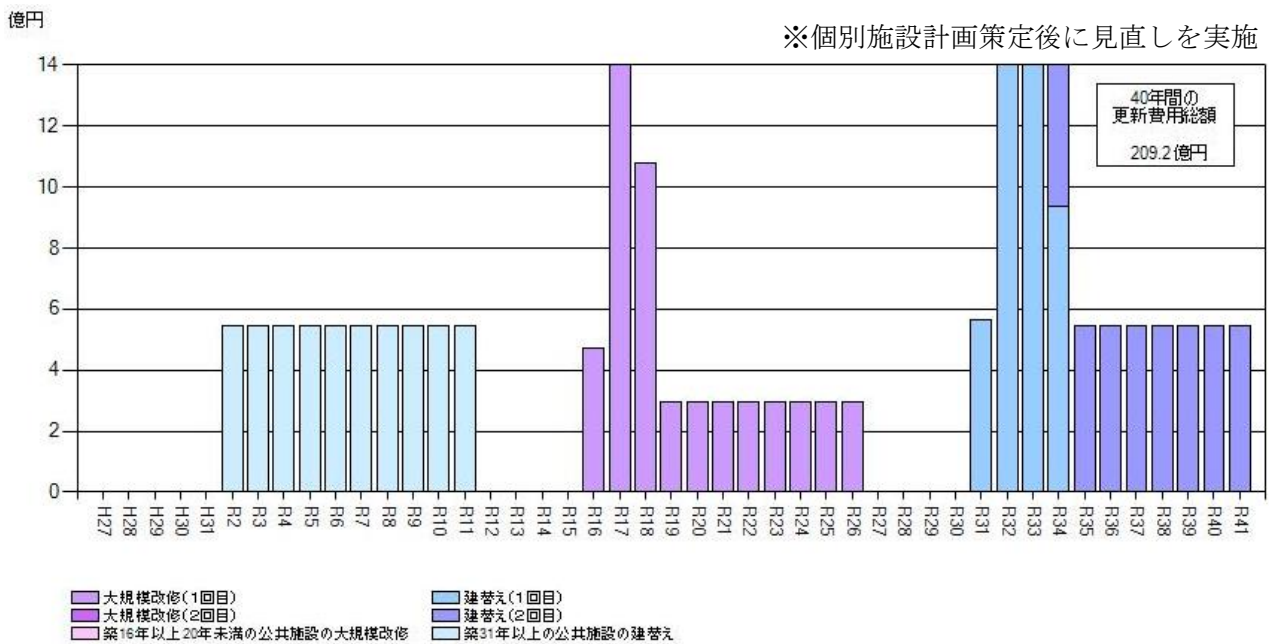
2. 5 将来更新費用の見通し

現在保有している施設について、今後40年間の更新費用を試算します。

(1) 公共施設の将来更新費用

公共施設更新費用試算ソフト(総務省監修)を活用し、公共施設の今後40年間の更新費用を試算したところ、209.2億円(年平均5.2億円)になると推計されました。しかし、各施設について現在、更新や見直しが行われており、し尿処理施設については、令和3年度の稼働を、ごみ処理施設については、複数ある施設の統合を予定しているため、更新費用の推計については、今後策定される個別施設計画に合わせ、適宜、状況の把握と見直しに努めていきます。

図8 今後40年間の更新費用の試算結果(公共施設)



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフトを基にした試算であり、実際のコストとは異なります。将来更新費用の試算にあたり、次の条件を設定しています。

表3 試算条件

試算条件									
設定	<ul style="list-style-type: none"> 現在保有する公共施設等を同じ面積で更新すると仮定 改修建替え費用は、各施設の延床面積に、下の単価を乗じた金額 改修時期は建築後15年目、建替え時期は建築後30年目 大規模改修の実施期間は2年間、建替えの実施期間は3年間と設定 既に大規模改修の実施時期を超過している場合は、積み残し処理として、当初10年間に1/10ずつの費用を計上 								
単価	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>大規模改修単価</td> <td>170 (千円/m²)</td> <td>建替え単価</td> <td>330 (千円/m²)</td> </tr> </table> その他の施設 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>大規模改修単価</td> <td>200 (千円/m²)</td> <td>建替え単価</td> <td>360 (千円/m²)</td> </tr> </table> 	大規模改修単価	170 (千円/m ²)	建替え単価	330 (千円/m ²)	大規模改修単価	200 (千円/m ²)	建替え単価	360 (千円/m ²)
大規模改修単価	170 (千円/m ²)	建替え単価	330 (千円/m ²)						
大規模改修単価	200 (千円/m ²)	建替え単価	360 (千円/m ²)						

2. 6 現状や課題に関する基本認識

志太広域事務組合が保有している公共施設等の現況や、人口動向、財政状況を踏まえて、今後の公共施設等の維持管理・更新等に関する課題認識を整理します。

(1) 公共施設等の老朽化への対応

現在保有している公共施設 28,135 m²のうち、15,591 m² (55.4%) は建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。

一般的に、築 30 年程度で大規模改修、築 60 年程度で建替えが必要になると言われていますが、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査（平成 25 年度）によると、ごみ処理施設は、稼働開始から廃止までの平均年数は約 30 年とされており、早急な対応が必要です。

(2) 人口減少・少子高齢化への対応

構成 2 市の人口は、平成 22 年は 28.5 万人から、令和 27 年には 23.2 万人（平成 22 年比で 18.6% 減）に減少すると予測されています。また、少子高齢化も進行し、平成 27 年に 14 歳以下が 13.3%、15～64 歳が 58.8%、65 歳以上が 27.8%だった人口構成比が、令和 27 年には 14 歳以下が 11.2%、15～64 歳が 50.5%、65 歳以上が 38.3%になると予測されています。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質の変化が予想されるため、住民のニーズを把握した上で、各施設の最適な規模及び機能を検討する必要があります。

(3) 維持管理・更新に係る費用の縮減

対象となる公共施設を、これからも維持する場合に必要な今後 40 年間の更新費用は 209.2 億円と推計され、年平均 5.2 億円の予算確保が必要になります。また、現在の維持補修費は、年間約 6 億円であり、今後も同規模の予算確保が必要になります。

しかし、今後の人口減少に伴い、構成市の財政状況の悪化や手数料収入の減少も予想されるため、公共施設の管理に係る費用の縮減しつつ機能の維持を図るため、PPP/PFI の活用など、維持管理・更新に係る財源を確保するための方策を検討する必要があります。

予防保全の考え方を取り入れた施設の長寿命化を図って、ライフサイクルコスト (LCC) を縮減する取り組みが必要です。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 基本方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

(1) 計画的な老朽化対策の実施と施設の安全性・機能の維持

老朽化が進むにつれて、施設の性能は徐々に低下していきます。適切な時期に処置を行わないと、予期せぬ事故が発生したり、必要な性能を発揮できなかったり、安全面と機能面の両面で様々な不具合が発生します。

そのような事態を避けるために、計画的に補修や改修、更新などの老朽化対策を行い、施設の安全性・機能を維持します。

(2) 社会状況や法令等の変化に合わせた施設の適正な規模・機能への見直し

今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質も変化することが予想されます。その時々々の社会状況の変化や法令・各種基準等の変更を踏まえ、施設の再編整備や機能の複合化等の検討をして、施設を適正な規模・機能に見直しを図ります。

(3) 維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減

構成市の費用負担の軽減を図りながら、公共施設等の維持管理・更新に必要な財源を確保し、健全な財政運営に努めます。

また、施設のライフサイクル（建設から解体・更新まで）を通じた必要経費の縮減を図るために、定期的な点検や長期的な視点に立った計画的な維持修繕など、予防保全の考え方を取り入れて施設の長寿命化を進めます。

3.2 公共施設等の総合的管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・各施設や各種設備機器の日常点検や、定期的な整備や精密機能検査を行い、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について検証します。
- ・施設の点検等を通して得られた劣化状況や修繕・更新履歴などを蓄積し、今後の老朽化対策や計画の見直しに活用します。
- ・施設管理者の意識啓発を行うとともに、施設の状況把握に努め、日々の適切な施設管理を進めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設に不具合が生じてから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」から、計画的な点検、診断に基づいて修繕等を行う「予防保全型の維持管理」へ転換し、施設の長寿命化と将来の更新費用等の抑制を図ります。
- ・社会状況や住民のニーズの変化を踏まえて適正な規模・機能に見直します。

(3) 安全確保の実施方針

- ・施設の点検等により、高い危険性が確認された場合は、安全確保を最優先して一時的な供用停止や応急処置、改修、解体等を速やかに行います。
- ・今後利用が見込まれない公共施設については、安全確保の観点から速やかに統廃合、集約化等の措置を講じます。また、今後使用しない公共施設については、周辺施設や住環境に及ぼす影響、住民の安心・安全を踏まえながら早期の解体を検討します。

(4) 耐震化の実施方針

- ・住民生活の基盤を支えるごみ処理施設、リサイクル施設及びし尿処理施設については、計画的に耐震化を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・施設の点検等により劣化状況を把握し、少しでも長く施設を利用できるように計画的に補修・修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。
- ・予防保全と事後保全を組み合わせながら、各施設の特性に適した保全を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・急激な高齢化に対応し、既存施設についてはバリアフリー対応の整備を推進し、新規施設については設計段階からバリアフリー・ユニバーサルデザインを導入していくことを推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・施設の統合や廃止は、施設の老朽化状況やコスト状況等を検証し、構成市の住民の将来的な公共サービス需要の変化に応じた質と量の確保に努め、住民と情報共有・合意形成を図りながら推進します。

(8) PPP/PFI の活用方針

- ・今後の公共施設等の更新や維持管理においては、PFI や民営化、長期包括運営委託などの PPP/PFI 手法の活用を検討します。

表 4 PPP/PFI 手法 (例)

	事業方式	建設	所有	管理	運転	民間関与	
1	公設公営方式 (従来方式)	公共	公共	公共	公共 / 民間	低い	
2	公設+長期包括責任委託 (DB+O方式)	公共	公共	民間	民間		
3	DBO方式 (公設民営)	公共	公共	民間	民間		
4	PFI方式	BTO方式	民間	公共	民間		民間
		BOT方式	民間	民間	民間		民間
		BOO方式	民間	民間	民間	民間	高い

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・計画の進捗管理や庁内調整等を行い、構成市との情報共有や連携を図り、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる推進体制を構築します。
- ・公共施設等に関する情報を一元管理し、公会計の財務諸表とも整合を図りながら計画を推進します。
- ・本計画の重要性や必要性について、職員一人ひとりが理解し、公共施設等の維持管理を実施できるように、必要に応じて組織横断的な検討会や研修会を開催します。

第4章 施設類型別の管理に関する基本的な方針

公共施設等の現状や課題を踏まえて、施設類型別の公共施設等の管理に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

表5 施設類型別の管理に関する基本的な方針

施設分類		基本的な方針
公共施設	斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族が故人と最後の別れを行なう場所にふさわしい、死者の尊厳を重んじ、遺族の方々の心情に配慮し、開放的でゆとりある施設を目指します。 ・施設は、定期的な点検、診断を行いながら、計画的に維持管理を行います。
	ごみ処理施設 最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」の3施設は、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設に集約します。 ・施設は、定期的な点検、診断を行いながら、計画的に維持管理を行います。
	し尿処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「大井川環境管理センター」と「藤枝環境管理センター」の2施設は、し尿等の適正処理の安定的な維持と、循環型社会形成の更なる推進を目指すため、新環境管理センターとして更新を行います。 ・施設は、定期的な点検、診断を行いながら、計画的に維持管理を行います。
	学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市、関係医療機関と連携しながら、施設の効率的・効果的な管理運営の検討を行います。 ・施設は、定期的な点検、診断を行いながら、計画的に維持管理を行います。

第5章 計画の推進方法

5.1 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、構成市と連携しながら、各方針や考え方に基づき、各種施策や事業を実行します。

また、事業所別に管理されている施設データ（建物情報や利用状況、修繕履歴等）を効率的に収集・管理できる手法についても検討し、公共施設等の維持管理に活用します。

5.2 住民への情報提供

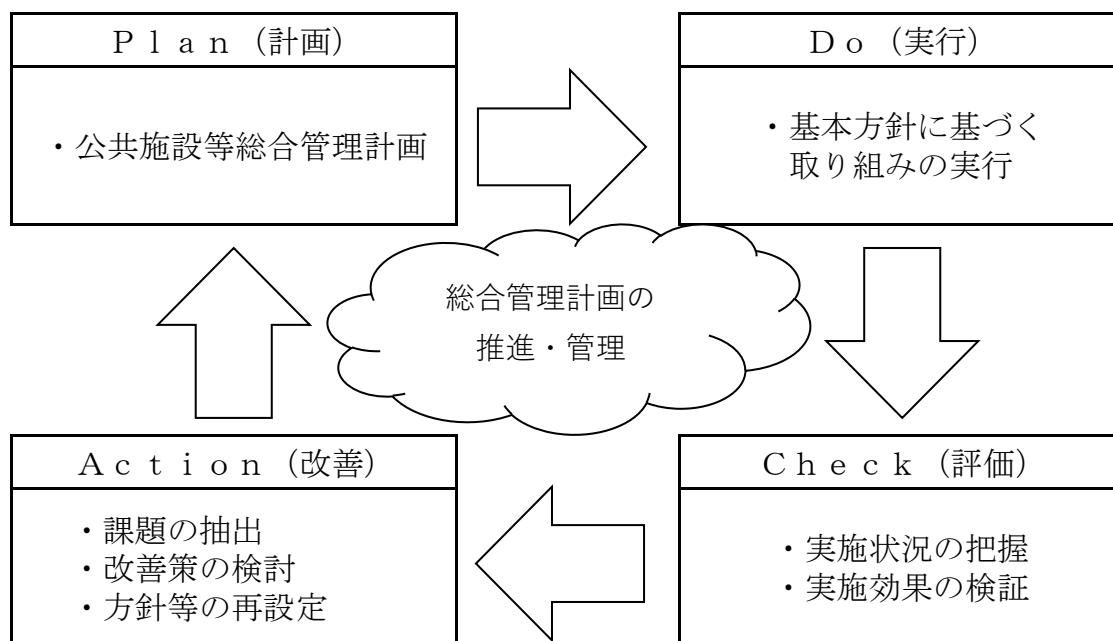
施設の利用者だけでなく、多くの住民と情報を共有するために、ホームページなどを活用して、施設に関する情報提供を行います。

5.3 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画を確実に実行するために、PDCAサイクルを活用し、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況、実施効果を踏まえて、確認・検証して適切にマネジメントを行います。

また、本計画の実効性を高めるため、具体的な施設の維持管理、大規模修繕及び更新等を行っていくための個別施設計画を策定していきます。

図9 PDCAサイクルのイメージ



志太広域事務組合
公共施設等総合管理計画

令和3年3月

発行 志太広域事務組合

〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部6番地の1

TEL (054) 637 - 9500 FAX (054) 667 - 0770

<http://www.shida.or.jp>